

令和2年5月25日

「緊急事態宣言」解除に伴う支店・事業所の営業について

平素より当組合をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国に拡大し、埼玉県が「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、当組合の本店窓口および各支店・営業所において、4月27日（月）より営業時間を変更し、また、緊急事態宣言の延長を受け、5月11日（月）より一部の支店及び営業所を休止しておりましたが、緊急事態宣言の解除に伴い、休止しておりました支店及び営業所について、5月26日（火）より営業を再開致します。

また、臨時休業日を設けて営業をしておりました直売所については、5月27日（水）より通常通りの営業（従来の定休日）と致します。（東松山、都幾川、鳩山直売所については、5月26日（火）は臨時休業となっております。ご了承ください。）

なお、支店・事業所等につきましては、引き続き短縮営業とさせていただきますので、下記の表をご確認ください。

組合員および利用者の皆様には引き続きご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

営業時間について

事業所	営業時間
支店	午前9時～午後3時まで
営農経済センター	午前8時30分～午後4時30分まで
自動車センター	午前9時～午後6時まで
セルフ給油所	午前7時～午後9時まで
東松山給油所	午前7時30分～午後6時30分まで
ガスセンター	午前8時30分～午後5時まで
ローンセンター	午前9時～午後3時まで
資産管理センター	午前9時～午後5時まで
A T M	午前8時～午後9時まで
直売所	午前9時30分～午後4時まで
いきいきデイサービスなごみ	午前9時30分～午後4時30分まで